

○下田市いじめ防止条例

平成30年7月4日条例第20号

下田市いじめ防止条例

(趣旨)

第1条 この条例は、下田市立学校におけるいじめの防止等（児童又は生徒に係るいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策について、基本理念を定め、市、保護者等の責務及び市民、地域内組織等の役割を明らかにするとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、いじめの防止等のための対策の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 下田市立小・中学校設置条例（昭和39年下田市条例第27号）第2条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 地域内組織等 市内の地域自治組織及び団体並びに市内で事業活動を行う法人をいう。
- (7) 関係機関 児童相談所、法務局、警察署その他のいじめに関係する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、保護者、市民その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(児童等の役割)

第4条 児童等は、互いの人格を尊重するとともに、いじめ防止等の取組について主体的に考え、積極的にその活動に努めるものとする。

2 児童等は、いじめが行われていることを認識したとき、又はいじめに関する相談を受けたときは、速やかに、保護者、学校又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関との連携を図りつつ、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進しなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民、地域内組織等及び関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処しなければならない。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、基本理念にのっとり、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、基本理念にのっとり、市、学校、保護者、地域内組織等及び関係機関と連携し、かつ、協力することにより、児童等が安心して生活できる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、いじめを受けた児童等を発見したとき、又は児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、これを当該児童が在籍する学校又は関係機関に通報するよう努めるものとする。

(地域内組織等の役割)

第9条 地域内組織等は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童等と触れ合う機会を大切にするとともに、当該地域の児童等を見守り、及び当該児童等に声かけを行うことにより、いじめのない明るく住みやすい社会づくりに努めるものとする。

(下田市いじめ防止等のための基本的な方針)

第10条 市は、いじめ防止等のための方策を総合的かつ効果的に推進するため、法第12条の規定する地方いじめ防止基本方針として、下田市いじめ防止等のための基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止)

第11条 市及び学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 市及び学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民、地域内組織等及び関係機関との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第12条 市及び学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市及び学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

(いじめの防止等のための対策に係る教職員の資質の向上)

第13条 市及び学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 法第14条第1項の規定に基づき、下田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、次に掲げる事項に関し、協議等を行うものとする。

- (1) いじめの防止等に係る情報の交換に関すること。
- (2) いじめの防止等のための対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめ防止等に必要事項に関すること。

3 連絡協議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、下田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 関係機関のうち別に定める者
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

4 連絡協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 連絡協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

6 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

7 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

8 連絡協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(いじめ問題対策専門委員会)

第15条 法第14条第3項の規定に基づき、下田市いじめ問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第28条第1項に規定する調査に関すること。
- (2) いじめの防止等のための対策の支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

3 専門委員会は、委員5人以内で組織する。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 専門委員会の委員は、教育、法律、医療、心理等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

5 前条第4項から第8項までの規定は、専門委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「連絡協議会」とあるのは「専門委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(いじめ問題調査委員会)

第16条 市長は、法第30条第2項の規定による調査を行う必要があると認めるときは、下田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、前項の調査が終了したときは、廃止されるものとする。

3 調査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第28条第1項の規定による調査の結果についての再調査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める調査に関すること。

4 調査委員会は、委員5人以内で組織する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 委員は、教育、法律、医療、心理等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員は、第2項の規定により調査委員会が廃止されるときは、解任されるものとする。

7 第14条第5項から第8項までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「教育委員会学校教育課」とあるのは「総務課」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第17条 いじめに関する通報、相談、調査等に関係した者は、その知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(連絡協議会及び専門委員会の委員の任期の特例)
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される連絡協議会の委員及び専門委員会の委員の任期は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。
(下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年下田市条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表市営住宅管理委員会委員の部の次に次のように加える。

いじめ問題対策専門委員会	委員長	日額	10,000円
	委員	日額	8,000円
いじめ問題調査委員会	委員長	日額	10,000円
	委員	日額	8,000円